

1. 法律改正のポイント

2017年(平成29年)5月26日、「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」(改正法)が成立し、6月2日に公布されました。改正法のポイントは以下の内容となっております。

〈1〉地域包括ケアシステムの深化・推進

(1)自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進(介護保険法)

- ・高齢者が有する能力に応じた自立生活を送るための取り組みの推進
- ・自立支援・重度化防止に取り組むようデータに基づく課題分析と対応、実績評価、 インセンティブ付与の制度化

②医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

- ・日常的な医療管理が必要な重介護者の受入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施 設としての機能を兼ね備えた、介護医療院の創設
- ・介護療養病床の経過措置期間の6年間延長

③地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)

- ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域課題について、住民や福祉関係者による把握、解決が図られることを目指す旨を明記
- ・高齢者と障がい者が同一の事業所からサービスを受けやすくする「共生型サービス」の 位置づけ

〈2〉介護保険制度の持続可能性の確保

(1)現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

・2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。月額44,400円の負担の上限あり。(2018年(平成30年)8月施行)(介護保険法)

②介護納付金における総報酬割の導入

・介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進(重点課題)

(1)第7期事業計画策定の方向性

本市は、高齢化率 30%を超え、概ね3人に1人が高齢者となっており、今後、団塊世代が75歳以上となる2025年を見据えて、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる、地域包括ケアシステムの構築を目指した第6期事業計画をより一層深化・推進していく必要があります。

第7期の事業計画策定にあたっては、アンケート調査等から明らかになった本市の高齢者の 生活実態や地域のニーズ等を踏まえるとともに、第6期事業計画の振り返りをもとに継続性を 保ちながら進めてまいります。

(2)2025年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進方針

地域包括ケアシステムは、高齢者を対象に、医療・介護・予防・住まい・生活支援等の必要な支援を包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するための仕組みですが、その深化・推進の過程・延長線上では、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制として機能していくことを視野に入れるものです。

地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、現時点の整備状況を踏まえ、2025年に該当する第9期までに段階的に機能の整備・深化を図っていくものとします。

第7期の主たる整備目標としては、「住民の主体的な地域活動の促進」に取り組みます。

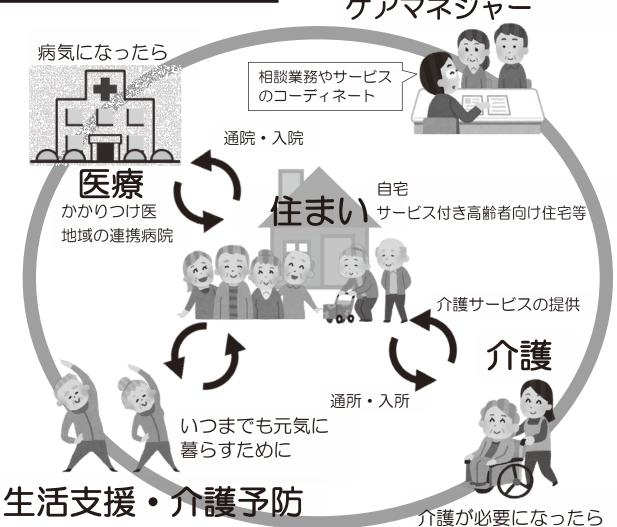
「住民の主体的な地域活動の促進」に向けて、第6期までには生活支援コーディネーターが 日常生活圏域ごとに配置されました。

今後、生活支援コーディネーターを中心に、各地域での介護予防の場や生活支援サービスなどのニーズ把握などを行い、住民の主体的な地域活動を創出していきます。

時期	地域包括ケアシステムの機能整備段階 構築エリア:◎市全体 〇日常生活圏域 △自治会等						
241	体制	介護予防	介護サービス	医療	認知症対策	住まい	生活支援
~第6期	② 36体域、個際ス情価域と145を制ケ地別外の報体包ン簡時日 ア域会サ把提制括タ所明 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	○介護予防の 場・ スペイント 度の導入	○小規模多機 能護 介育成関 の 育成関 は の の 育成関 は り り り り り り り り り り り り り り り り り り	○医療・介護 関係者の合 同研修	◎認集の 無一の 記 中 の 記 工 認 工 認 工 記 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 句 の 症 が 。 一 う う の に う う 。 う き 。 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 。 う 。 う 。 う		◎ ● ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
第 7 期	◎2025年の 対象者数の 見込み◎指標と目標 の設定	◎介護予防対象者の把握◎網羅的な介護予防事業の実施		◎在宅医療に 関する地域 住民への啓 発活動	◎地域支援推 進員の配置		◎サービス提 供主体間の 協議体設置

地域包括ケアシステムの姿

地域包括支援センター ケアマネジャー



3. 基本理念

前期の「南丹市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」では、「健康で生き生きと暮らせるまち」の基本理念を掲げ、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組んできました。

これは、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを目指すための基本理念でした。

本計画でもこれらを踏襲しつつも、さらにお互いに支え合い、たすけあっていくことで、みんなでつながりながら住み続けられる、という視点を加え、基本理念を「健康で生き生きと、つながりながら暮らせるまち」とし、高齢者が生きがいを持ち続け、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

【基本理念】

健康で生き生きと、 つながりながら暮らせるまち

4. 施策体系

基本理念	施策の展開					
			①地域包括支援センター事業の効率・効果的な実施			
			②相談支援体制の充実			
		(1)地域包括ケアシステムの深化・推進	③地域ケア会議の推進			
			④地域のネットワークの充実・強化			
		(2)高齢者の尊厳を守る権利擁護	①高齢者虐待防止対策の推進			
		の推進	②権利擁護の推進			
			①在宅福祉・介護予防・生活支援サービスの充実			
		(3)福祉サービスの充実	②家族介護支援			
	1. 住み慣れた地域で安心して 生活できるまちづくり		③施設サービスの充実			
健康で生き生きとつ			①認知症高齢者を支える地域づくり			
		(4)認知症高齢者支援策の推進	②認知症施策の推進体制の強化			
			③認知症初期集中支援事業の推進			
		(5)在宅医療・介護連携の推進	①在宅医療の周知・啓発			
生 き		(3) 在七色旅 引 設建協の推進	②医療と介護の連携強化			
ے 2		(6)生活支援サービスの体制整備	①生活支援体制の整備			
なが		(7)高齢者の安心・安全の確保	①高齢者の安全確保			
IJ		(7)同部中の文心 文王の能体	②高齢者のための防犯・防災対策			
ながら暮らせるまち		(1)健康づくり・介護予防・重度化防止	①心身の健康づくり			
ら暮		の推進	②介護予防・重度化防止の推進			
らせ			①高齢者の学習機会の提供			
るま	2. 健康で生き生きと暮らせる まち づくり		②高齢者の就業機会の拡大			
よち		(2)高齢者の社会参加などによる 生きがいづくりの推進	③ボランティア等活動の支援			
			④老人クラブ活動の支援			
			⑤高齢者福祉センターの活用			
		(1)介護給付の適正化	①適正な認定調査と認定審査の実施			
		(17万日文作日19 マン歴立二日	②介護給付適正化に向けた取り組みの推進			
			①サービス事業者への指導・助言			
	3. 介護保険サービスを利用し		②介護サービスの質・量の確保			
	て安心して暮らせるまちづくり	(2)介護サービスの量・質の向上	③ケアマネジャーの育成、質的向上			
		のための取り組み	④サービス利用の促進			
			⑤介護相談員の派遣によるサービスの質の向上			
			⑥介護サービス従事者の人材確保、資質向上対策			